

■令和7年度 「人生会議」の認知度向上に向けた普及啓発企画・運営業務に関する質問への回答

項目	番号	質問	回答
「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント	1	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜その他、イベントに含める事項＞ 「ノベルティ」について 「イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の製作・配布を行うこと。」とありますが、前年度の余剰分や、人生会議啓発用に既に貴府にて作成されているものなど、本事業において配布可能なノベルティはございますでしょうか。	大阪府で制作した啓発資材等は配布可能です。 啓発資材は以下のURLより確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/jinseikaigi_jigyaku/acp_shizai.html
	2	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜その他権利に関する事項＞ 著名人の写真など、第三者の権利物の利用方法については、予めご相談いただけるという理解でよろしいでしょうか。	写真や動画の掲載は、事前に確認の上で実施させていただきます。
	3	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜動画配信（啓発・オンデマンド）に関する事項＞ イベントのオンデマンド配信を実施する場合に、当日の全プログラムの通し配信が前提となるか、または一部プログラムの抜粋・編集による配信でも要件を満たすのかご教示いただきたい。	配信内容については、府と協議し最終決定させていただきます。
	4	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベント実施・構成に関する事項＞ 対象者については仕様書に「幅広い世代」と記載があるが、その中でも特に重点を置くべき年齢層や想定される主要接触層について、府としての想定があればご教示いただきたい。	昨年度、府が独自に開催した府民公開講座は比較的高い年齢層（60代以上が6割、50代以上になると8割）の参加となったため、今年度は30代から50代を想定しています。
	5	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベント実施・構成に関する事項＞ 会場について、仕様書には「天候に左右されない屋内施設での実施」とあるが、吹き抜けや屋根付き広場などの屋内オープンスペースも該当するか、会場選定の判断基準としてご教示いただきたい。	天候に左右されない場所とは、吹き抜けや屋根付き広場などの屋内のオープンスペースも該当します。
	6	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベント実施・構成に関する事項＞ 登壇者のテーマ・職種（例：医療関係者、終活専門家など）に制限はあるか。過去に参考とされた登壇者例などがあればご教示いただきたい。	特に職種の制限はありません。 （参考） 令和6年度府民公開講座の出演者については、以下のURLから確認できます。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/zaitaku/acp-zinseikaigi.html
	7	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベント実施・構成に関する事項＞ 登壇者について、提案時点での確定が求められるか。もしくは、採択後に府との協議で決定する形でも差し支えないか。	提案時点での確定は求めはしませんが、特定の方を提案いただく場合は出演可能な登壇者を選定いただきますよう、お願いいたします。
	8	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベント実施・構成に関する事項＞ イベントの実施時間帯や所要時間に関して、府として想定・制限されている枠（例：午前中開始、午後終了等）があるか、または提案者に一任されるものか、ご教示いただきたい。	ターゲットとする年齢層等が参加しやすい時間帯を提案者にてご提案ください。

9	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベント実施・構成に関する事項＞ 本事業において、ACP（人生会議）をテーマにした他団体等が作成した既存の体験型啓発ツール（例：カード、ボード、ゲーム形式など）を活用することは可能か、また、その使用にあたり留意すべき点（著作権、事業適合性など）があればご教示いただきたい。併せて、大阪府として提供可能な体験型教材や啓発ツール（過去事例を含む）があればご教示いただきたい。	活用することは可能です。著作権等は提案者側で確認ください。 大阪府として提供可能な啓発ツールは以下のURLより確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/jinseikaigi_jigyoku/acp_shizai.html
10	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜広報・運用に関する事項＞ ノベルティは全参加者への配布が必須か。または先着・数量限定など、一定の配布条件を設けることも可能か。	全参加者必須ではありませんが、同じイベントに参加いただいた方に対してはできる限り全員配布できるようにしていただきたいと思います。（例：メインのイベントは全員配布等）
11	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベントの概要・目標値についての質問＞ 1回開催、複数回数どちらでも計画通り実施したが、目標値未達の場合はどのような対応を求められますか？	目標を達成できるよう企画・提案ください。 目標未達成の場合は、原因の検証していただいた上で、目標達成に向けた取組を実施していただきます。それでも達成できない場合は、次年度に向けた対策等提案いただきたいと思います。
12	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベントの内容・イベントのPR及び集客についての質問＞ フライヤー配布先に明記されている行政機関・医療機関・関係機関等は設置先はすでに決まっているのでしょうか？	特に決まっていません。 配布方法や配布先についても府と協議の上、決定させていただきます。
13	仕様書第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント ＜イベントの内容・イベントのPR及び集客／イベントの記録についての質問＞ 「必要に応じて、府が編集できるよう素材を提出すること」とありますが、希望データの仕様があれば事前に教えていただきたいです。	ai及びパワーポイントでの提出を求めます。
14	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 （1）「人生会議の日」に向けた普及啓発 ＜「手法」に関する事項＞ 「広報誌への掲載等」とありますが、大阪府の府政だよりには貴課の方で掲載される予定ですか？	大阪府の発行する府政だよりの掲載については、『第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント』の広報で掲載予定です。 なお、『第8「人生会議」の普及啓発（1）「人生会議の日」に向けた普及啓発』については、府HPでの掲載、報道提供等を予定しています。
15	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 （1）「人生会議の日」に向けた普及啓発 ＜動画配信（啓発・オンデマンド）に関する事項＞ 啓発動画の「220万回表示」について、動画形式に限らず静止画や短尺アニメーション等による広告配信でも対象となるかご教示いただきたい。	全て対象となります。
16	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 （1）「人生会議の日」に向けた普及啓発 ＜動画配信（啓発・オンデマンド）に関する事項＞ 上記の表示回数に関して、Google広告（Google Ads）など媒体側が発行する広告配信レポート（インプレッション数等）をもって、配信報告書として提出する想定でいいか。	その想定で問題ありません。

「人生会議の日」に向けた普及啓発	17	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 (1)「人生会議の日」に向けた普及啓発 ＜広報・運用に関する事項＞ SNS投稿やチラシ配布など、通期広報に関して事業者が独自アカウントを活用・新規開設することが可能か。また、府公式アカウントとの連携活用ができる場合、その運用条件があればご教示いただきたい。	新規開設や府の公式アカウント（保健医療企画課在宅医療推進G アカウント）の使用は可能です。どちらについても府と協議の上掲載内容を決定させていただきます。
	18	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 (1)「人生会議の日」に向けた普及啓発 ＜普及啓発の概要・手法についてにの質問＞ 「・主要駅のデジタルサイネージ等を活用したインパクト性の高い広報」とありますが、デジタルサイネージを限定するということでしょうか？ また、そうでない場合『等』は何を指しますか？	デジタルサイネージに限定していません。主要駅やショッピングモール、イベント会場等、不特定多数の方に見ていただける企画提案をしてください。 「等」については、ポスターの掲示等を想定しています。
	19	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 (1)「人生会議の日」に向けた普及啓発 ＜普及啓発の概要・手法についてにの質問＞ 「広報誌への掲載等」とありますが、大阪府の広報誌ということでしょうか？	大阪府が発行する「府政だより」以外のものを想定しています。 大阪府の発行する府政だよりの掲載については、『第7「人生会議の日」に向けた府民参加型イベント』の広報で掲載予定です。 なお、『第8「人生会議」の普及啓発(1)「人生会議の日」に向けた普及啓発』については、府HPでの掲載、報道提供等を予定しています。
	20	仕様書第8「人生会議」の普及啓発 (2)その他年間を通した普及啓発の実施 「上記広報内容の認知度向上や理解促進、実践に向けて、各種媒体を活用した広報 ＜例＞新聞、ラジオ、雑誌、ウェブサイト、主要駅サイネージ等、 ポスター、イベントへの出展 等」 とありますが、すべて網羅する必要がありますか？ また、希望・優先順位を教えてください。	全て網羅する必要はありません。 特に優先順位はないため、効果的な媒体をご提案ください。
その他	21	仕様書第12 その他(留意事項等) (5) 経費 貴府のご指示により、業務内容が変更になり、それに伴い契約金額を増加させる必要がある場合には、事前の協議のうえお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	業務内容について、仕様書の内容から変更する予定はありません。 追加業務等発生する場合は、費用も含め協議させていただきます。
	22	仕様等の詳細については、受託後に別途協議により定めるとの理解、また実態に即した仕様・条件案を受託者からご提案することも可能という理解でよろしいでしょうか。	仕様書の詳細については、協議により決定していく予定です。 また、受託者からの提案に関しても協議の中で確認させていただきます。
	23	契約・再委託に関する事項 本業務における再委託費について、府として上限比率の目安（例：〇%以内）や金額基準が設定されている場合はご教示いただきたい。	受託者が再委託することについては、原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、府が再委託を承認できるとしております。 ア 業務の主要な部分を再委託すること。 イ 契約金額の相当部分を再委託すること。 ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。 エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。